

開かれた学校づくり基本計画

平成12年4月

岡山市社会教育委員会議

目 次

第 章 子どもたちの「生きる力」の育成と「開かれた学校づくり」

- 1 社会情勢の変化と国の現状
- 2 岡山市の動向
- 3 「生きる力」と「開かれた学校づくり」

第 章 「開かれた学校づくり」基本計画の考え方

- 1 基本理念
 - (1) 開かれた学校像
 - (2) 「開かれた学校づくり」の構想図
 - (3) 「開かれた学校づくり」の目的・対象・方法
 - 何のために開くのか(目的)
 - 何を開くのか(対象)
 - どのように開くのか(方法)
- 2 「開かれた学校づくり」事業の目標及び計画
- 3 施策の体系表

第 章 施策の方向

- 1 豊かな人間性を育成する学校教育の実現
- 2 子どもたちの「生きる力」を育てる地域活動の推進
- 3 社会人のための身近な生涯学習の機会の提供
- 4 学校施設の地域社会への開放

第 章 計画の推進

- 1 推進組織の設置
- 2 計画の見直しと関連計画等の策定

第 章 学校への支援体制

第 章 子どもたちの「生きる力」の育成と「開かれた学校づくり」

1 社会情勢の変化と国の現状

戦後50年、我が国は経済の成長、交通や情報通信システムの整備等、様々な分野における進展により社会は著しく変貌した。生活は、物質的に豊かに便利になったが、その反面人々の生活から「ゆとり」が失われ、慌ただしいものになってきた。家庭もその有様を変え、地域社会も結びつきや連帯感を薄めてしまった。

このような社会全体の大きな変化の中で、子どもたちの教育環境も大きく変化し、様々な教育上の課題が生じてきている。知識偏重の学力観や受験戦争の過熱化、いじめや不登校の問題の深刻化、学級の運営が正常に機能しない状況(いわゆる学級崩壊)、青少年の非行の低年齢化、家庭や地域の教育力の低下など、教育の現状には極めて憂慮すべき状況が生じている。また、子どもたちを取り巻く家庭や地域社会についても様々な教育上の課題が指摘できる。このような状況を踏まえ、学校の教育内容の厳選を図り、ゆとりの中で、一人ひとりの子どもたちに「生きる力」を育成することを基本的なねらいとして、教育課程が全面的に改訂されることになった。

新学習指導要領は、幼稚園は平成12年度から、小・中学校は平成14年度から全面実施され、高等学校は平成15年度から学年進行で実施される。今回の改訂では、各学校が創意工夫を生かして、これまでの教科の枠を超えた学習などができる「総合的な学習の時間」が新設され、体験的な学習や問題解決的な学習あるいはグループ学習や異年齢集団による学習、地域の人々の参加による学習や地域の自然や施設を生かした学習等の多様な学習が行われる。

中央教育審議会は、平成8年7月の第15期第一次答申で、「生きる力」の育成を基本的な観点とした教育を実現するため、学校が家庭や地域社会との連携を進め、家庭や地域社会とともに子どもたちを育成する「開かれた学校」となることを求めた。その中で、学校のスリム化とともに「開かれた学校」となって家庭や地域社会に積極的に働きかけを行うこと、現状を保護者や地域の人々に知らせ、その意見を十分に聞くことが課題として示された。また、学校施設の開放や、子どもを含めた地域の人々向けの学習機会の提供も学校の役割とし、それらの複合的な取組を通して学校が開かれたものになるとした。そこには、学校を地域に開き、今まで学校が抱え込んでいた課題を地域とともに取り組んでいくことや、幅広い経験と優れた知識・技術を持つ社会人を学校に招いて指導を仰ぐなど、地域社会の協力を求めていくことも含まれている。

さらに、平成10年9月の第16期の答申「今後の地方教育行政の在り方について」では、地域や子どもの状況を踏まえた教育を掲げ、「開かれた学校づくり」のためには、保護者や地域住民の意向を反映し、その協力を得て学校運営が行われる仕組みを設けることが必要だとして、学校外の有識者が学校運営に意見を述べ助言を行う「学校評議員」の設置が提言されている。

2 岡山市の動向

平成9年3月に、岡山市立学校施設機能検討委員会より、「地域社会のニーズにこたえていく学校施設のあり方について」の答申を受けた。答申では、今後の学校の姿として「これからの教育のあり方や教育内容の変化等に弾力的に対応できる機能を備えるとともに、地域住民の学習やコミュニティ活動の拠点としての機能等を果たすことが求められる」と指摘し、「学校は地域社会に開かれる必要がある」と結論を述べている。また、平成10年2月に実施した「岡山市市民意識調査 - 生涯学習について - 」では、学校施設の全面開放への期待が17.3%と表明された。文化団体等からの陳情書等においては、特別教室の開放や余裕教室の活用への要望が継続して出されている。さらに、平成10年3月に出された「岡山市文化基本指針」では、市民文化活動への支援策の一つとして余裕教室等の開放が示唆されている。

一方、子どもたちの教育に関しては、今「生きる力」の育成や「心の教育」の必要性が掲げられている。岡山市教育委員会では「自然を愛し、人間を尊重する心豊かな子どもの育成」を重点目標に掲げ取り組んでいる。学校教育においても今まで以上に人との触れ合いや多様な学習体験の必要性が叫ばれ、学校教育と社会教育施設ならびに地域社会との新たな連携による教育効果が期待されている。

すでに、「心を育てる学校・園づくり推進事業」や「学校週5日制校外活動促進事業」などの取組が進められ、市内のいくつかの地域で、学校と地域が連携して地域ぐるみで子どもを育てる組織が生まれ、具体的な実践が進められたり、支所や公民館と地域の学校が連携して地域づくりに取り組んだりなどの実践も生まれている。こうした取組は、学校では成し得なかった学社連携・融合理念にたった教育活動の創造が始まっていることを示している。また、地域住民の「開かれた学校づくり」を求める視点は、単に施設開放にととまらず、学校自身の改革と地域と学校の連携による、新たな教育の創造及び地域づくりを目指していると言える。

平成11年度から、岡山市は「国際・福祉都市をめざして - 外に向けては力強く輝き、内に向けては優しい街 -」の実現を目指し、まちづくりを進めている。その中で、「都市づくりの五つの目標」の一つとして「生きる力を育む教育の充実」が掲げられ「開かれた学校づくり」推進事業が重点施策として位置付けられている。本基本計画はその出発点である。

3 「生きる力」と「開かれた学校づくり」

現在子どもたちを取り巻く社会は、科学技術の進展、経済構造の変化、国際化、高度情報化、核家族化、高齢化、少子化など著しい変化を遂げている。このような状況の中で、これからの社会を展望した時、21世紀を生き抜く子どもたちにどのような資質や能力を培うべきであろうか。中央教育審議会の第15期第一次答申では、これからの子どもたちに必要となるのは、いかに社会が変化しようと、「自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力、また、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心など豊かな人間性であり、たくましく生きるための健康や体力が不可欠である。これを『生きる力』と称し、これらをバランスよく育てていくことが重要である。」と提言している。さらに、「『生きる力』は、学校だけで育成されるものではなく、学校・家庭・地域社会におけるバランスのとれた教育を通して育まれる。」とし、学校や家庭・地域社会の連携協力、および家庭や地域社会の教育力を回復し活性化することの重要性を指摘している。

変化の激しいこれからの社会を生きていくためには、その時々状況を踏まえつつ、考えたり、判断したりする力が一層重要となってくる。さらに、収集した知識や情報から新しいものを創造し、発信することが求められるようになっていくことが予測できる。このような社会の変化に対応できる資質や能力、つまり「生きる力」の育成は、学校はもとより、家庭や地域社会に要請されているのである。その中で、学校に求められている課題は、家庭や地域社会と積極的な交流を図り、「開かれた学校づくり」を進めていくことである。

以上のことを踏まえ、「開かれた学校づくり」を推進していくための視点として、次の2点が挙げられる。第一は、関係機関との連携を含めた地域の教育力の学校教育への導入・活用である。子どもたちの体験的な学習の場を広げ豊かな社会性を育てていくためには、単に学校だけを教育の場と考えるのではなく、教育の場を広く社会に求め、社会教育施設等の公共施設や企業との連携も図り、教育活動を展開していくことが望まれる。特に「総合的な学習の時間」をはじめとする授業に地域の人材や教材を活用することは、学校の教育内容を多様なものとするとともに、ともすれば閉鎖的となりがちな学校に外部の新しい発想や教育力を吹き込むことになる。これは、教職員の意識改革や学校運営の改善を促すことも期待される。第二は、「地域の学校」としての学校の姿である。つまり、「学校が地域社会の教育機関の一員である」ということである。学校が、児童生徒はもちろんのこと、周辺地域に住む人々のための学習・教育の機関として機能するということが、求められているのである。学校は、教育施設も教育に携わる人的資源も豊富に有している。それらの教育資源を地域に関

放することによって、地域の学習・教育活動を推進する一つの中心となることができるのである。さらに、地域との交流によって、地域の有効な教育資源を学校教育に活用することも可能である。そうした教育資源の交流・活用をより進展させるためにも、学校が地域の学校として位置付けられることが重要である。このように、「開かれた学校づくり」は生涯学習社会の中での新たな学校の姿として位置付けられている。今求められているのは、学校、家庭、地域社会の三者による開放と連携であり、教育資源の有効活用という視点である。特に学校は、生涯学習の基礎を培うという役割課題が与えられていること、そのためには新しい学力観にたち、地域や家庭との連携協力の下での教育活動が求められていることを考えても、「開かれた学校づくり」は緊急の課題だといえる。

第 章 「開かれた学校づくり」基本計画の考え方

1 基本理念

(1)開かれた学校像

「開かれた学校」とは、どのような学校なのであろうか。答申等から「開かれた学校」の姿を探てみると、昭和62年4月に出された臨時教育審議会第三次答申では、「生涯学習体系への移行の観点から、学校の施設・機能を地域住民に開放することは重要である。また、情報化・国際化をはじめ今日の社会・経済等の変化は著しく、こうしたなかで新たな要請も生じている。これらの要請に対応するため、学校を地域社会の共同財産としての観点から見直し、学校・家庭・地域社会の協力関係を確立する。」と、学校施設の開放について述べ、地域社会の共同財産としての学校の姿が捉えられている。さらに、「従来いわれてきた『開かれた学校』は、学校施設の地域社会への開放というような比較的狭義の意味で捉えられがちであった。しかし、これからの『開かれた学校』の在り方は、単なる学校施設の開放という範囲をこえて、学校施設の社会教育事業等への開放、学校の管理・運営への地域・保護者の意見の反映等をはじめとする開かれた学校経営への努力、学校のインテリジェント化の推進等学校と他の教育・研究・文化・スポーツ施設との連携、自然教室、自然学校等との教育ネットワーク、国際的に『開かれた学校』等へと、より広く発展するものと考えられる。学校の管理・運営についてもこうした『開かれた学校』にふさわしい在り方が模索されなければならない。」と、開かれた学校経営の必要性についても提言している。

また、同年12月の教育課程審議会答申では、「教育課程の実施の効果は、学校運営や学習指導の改善充実に負うところが大きい。学校運営の改善について校長の果たす役割は大きく、校長は指導力を発揮して、例えば、校長や教頭が道德等の授業の指導を行ったり、学習指導について経験豊かな教員の他学級での指導を推進したりするなど、指導体制の活性化を図る必要がある。それとともに、学校は、地域の施設を積極的に活用したり、学校教育活動について地域の人々の理解や協力を求めたりするほか、家庭や地域社会の建設的な意見に耳を傾けるなど、地域に開かれたものとなるよう、学校運営の一層の改善充実に図ることが必要である。また、学校は、地域や学校の実態に応じて、他の学校との連携や交流を通して、他の学校の幼児児童生徒との触れ合いなどの機会を拡充し、望ましい人間関係を図るよう努めることが大切である。」と、地域の施設の積極的活用や家庭や地域社会の意見に耳を傾けること等「地域に開かれた学校」のあり方を指摘している。

一方、平成8年4月に出された生涯学習審議会の答申「地域における生涯学習機会の充実方策について」では、「開かれた学校」の姿を次のように描いている。「初等中等教育の諸学校は、人間形成の基礎を身に付ける場でもある。すなわち、自分で考え、判断し、行動する力を養い、生涯にわたって学習を続けるための意欲と能力を培う場である。また、子どもは地域社会の中で様々な教育的

な影響を受けて育っており、学校がその機能を十分に発揮するためには、地域社会と良好な連携・協力関係を維持し、地域社会とともに発展するように努める必要がある。特に、学校週5日制が導入され、またいじめ問題への対応が課題となっている今日、学校と家庭や地域社会との連携の必要性はますます大きくなっている。さらに、学校の施設は地域住民の学習活動の場として活用され、それを通じて地域社会づくりや人々の連帯感を育むことにも役立つものであり、地域社会への一層の開放が求められる。」とその姿を明らかにしている。つまり、「開かれた学校」は、生涯学習社会における学校の姿として 人間形成の基礎を培う場、 生涯学習の基礎を身に付ける場、 地域住民の学習の場として描かれており、そうした学校を家庭、地域社会の協力と連携のもとで具体化しようとしているのである。

以上のことから、「開かれた学校」とは、 地域社会や家庭と連携協力して子どもたちの「生きる力」を育成するための教育を推進できる学校 学校の施設や機能を地域社会に開放し、人々の教育・文化・生活の向上に貢献できる学校 生涯学習の基礎的な資質の育成を重視し、子どもたちの実態に応じて地域の教材や人材を活用した特色ある教育活動を展開できる学校のことである。

(2)「開かれた学校づくり」の構想図

(3)「開かれた学校づくり」の目的・対象・方法

各学校が「地域に開かれた学校づくり」を推進するためには、次に挙げる目的・対象・方法を明確にしておくことが必要である。

何のために開くのか(目的)

ア 新たな学校教育の創造

平成8年7月の第15期中央教育審議会第一次答申では、21世紀の教育は「ゆとりの中で『生きる力』を」育むことであると提言している。「生きる力」は、学校において組織的、計画的に学習しつつ、家庭や地域社会において、親子の触れ合い、友達との遊び、地域の人々との交流等の様々な活動を通じて根付いていくものである。つまり、学校・家庭・地域社会が相互に連携協力し、それぞれに役割分担を果たしながら、全体として教育が行われるということが重要なのである。

ところが、核家族化や少子化の進行、ライフスタイルの変容とともに家庭もその有様を変容させ、家庭教育に対する親の自覚不足、親の過保護や放任、家庭での父親の存在感の希薄化等家庭の教育力の低下が問題となっている。さらに、都市化や過疎化の進行に伴い、地域社会は地縁的な結びつきや連帯意識を弱めてしまい教育力の低下をも招いている。

一方、学校は、従来から「特定」の枠の中で、対象を内に求め、独自の道を歩んできた。しかしながら、現在我が国が当面している様々な教育の問題を解決していくためには、各方面からの協力が必要である。特に、平成14年度(2002年度)から完全学校週5日制の時代を迎え、新たな枠組みに基づく教育が求められている。

こうした中で、学校教育は、学校の中だけで完結的に行うのではなく、学校・家庭・地域社会等の周囲との連携協力のもとに、子どもたちの教育に携わっていくという考え方への転換を図ることが必要であり、「開かれた学校づくり」はそのための一つの機会だと考えることができる。

「学校を開く」ことは、単に学校施設を地域住民に開放するというのではなく、施設の開放はいわゆる窓口であり、地域住民が学校との触れ合いを通して学校を住民の身近な存在として位置付け、

子どもとともに自己教育・自己実現への生き方を共有していく生涯学習の広場として機能することである。さらに、学校と地域住民との触れ合いが学校教育への理解と地域社会や家庭の教育力の向上、活性化につながっていくのであり、「開かれた学校づくり」は、家庭や地域社会の教育力の低下の問題解決にも大いに資するものとする。

イ 生涯学習時代における学習機会の拡充

我々を取り巻く社会状況は日々変化しており、それらの変化に対応するために人々は絶えず新しいことを学び続ける必要に迫られている。また、生活における経済的、時間的なゆとりを得た人々は、各人の人生を豊かにするための新しい活動を模索し始めている。新しい活動、あるいは継続的な活動を行うための地域の拠点として、最も身近な教育施設としての学校が今注目されているのである。身近な施設として、既に整備されている学校を生涯学習施設の拠点として位置付けていくことは、人々の学習要求に応えるためにも有効な方法である。そこでは、学習の場としての開放と機能の開放という二つの側面での開放が求められている。

何を開くのか(対象)

学校の何を開くのかについては、学校、地域それぞれが有する教育機能の開放と施設の開放という二つの側面がある。

教育機能の開放とは、学校および地域が有する教育プログラムと人的資源を学校と地域の双方向で開放していくということである。学校教育が有する教育機能の地域社会への開放という側面と、地域の教育機能を学校教育に導入するという側面がある。

学校の教育機能の地域への開放という点では、プログラムの提供としての公開講座や情報提供・学習相談などがある。そこには、地域住民を対象とした特別プログラムの開設という側面での開放と、学校の教育活動に住民が参加するという形態がある。こうした講座の開設という問題については、社会教育法の48条第1項でも「学校の管理機関は、それぞれの管理に属する学校に対し、その教育組織及び学校の施設の状況に応じ、文化講座、専門講座、夏期講座、社会学級講座等学校施設の利用による社会教育のための講座の開設を求めることができる」と規定している。

また、人的資源の開放という側面では、教師を地域における学習活動の講師、助言者などとして派遣することである。教師は、学校教育のみでなく、地域社会における社会教育の講師や指導者としての役割を担うことも期待されているのである。このことは、教師自身の教育体験の幅を広げ、実践的指導力の向上を図ることができるとともに、地域に対しては学校に対する信頼を高めるためにも有効である。

一方、地域の教育機能の学校への導入という点では、まず地域の教材や人材の活用ということが挙げられる。これは、高齢者による伝統技術の伝達や学校ボランティアとして、地域の人材を導入するなどの形で少しずつ取り入れられてきている。また、地域の教育プログラムの活用という点では、地域の産業や生活に密着した機関と連携して地域の実態や課題を学校のカリキュラムとして取り入れていくという視点から、図書館、博物館、文化施設、その他の社会施設などの有するプログラムを学校教育計画の中で有効に活用していくことが挙げられる。

次に、施設開放による「開かれた学校づくり」という点である。施設の開放という点では、学習の場の開放と拡充という視点から求められる方策であり、特に学校の有する施設の開放として求められるものである。一般に学校は、その地理的位置からみて、地域の中心部にあり、面積も非常に広い。さらに、学校には運動場、体育館、プール、武道館、会議室、学校図書館等、多様な施設が存している。こうした条件を考慮すれば、学校の施設を地域社会に開放していくことは必然的なものがある。

学校の施設開放は、これらの施設を活用して、地域住民のための講座や会議、作品の発表など住民の自主的な活動や学習機会の拡大という点で大きな期待が寄せられている。今後は現在開放がもっとも進んでいる体育施設の開放に加え、理科室、音楽室、美術室、図画工作室等の特別教室や学校図書館、少子化に伴って生じている余裕教室等、可能な限りの施設を開放していくことが求められてくるものと考えられる。学校開放に伴って指摘されている利用マナーや管理体制の問題、さらには開放のための運営委員会などの問題を解消しながら積極的な開放が求められる。同時に、施設の開放という点では、学校教育施設と地域の施設、たとえば、公民館、図書館や高齢者の施設などとの共用化という視点も重要な課題となっている。

教育機能の開放と学校施設の開放とのそれぞれについて、その観点を挙げると次のようになる。
(構想図参照)

教育機能の開放	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育の活性化 ・学校の教育機能の地域への開放 ・地域の教育機能の学校への導入 ・子どもたちの教育支援、発達支援
学校施設の開放	<ul style="list-style-type: none"> ・地域コミュニティの拠点 ・学習機会の提供 ・学習の場の開放と拡充 ・地域住民の学習支援

どのように開くのか(方法)

「開かれた学校づくり」を進めるに当たっては、学校の本来の使命である機能や役割が損なわれないう、かつ「開かれた学校づくり」によって、学校・地域が相互にプラスになる点が生じるような方策を考えていくことが必要である。そのための視点として、次の3点が考えられる。

ア 学校と地域との話し合いの実施

まず、学校と地域との話し合いを開始することが必要である。学校と地域、それぞれの有する教育機能や施設について正しい情報を交換することが、互いに活用できる方策を考える出発点となる。この中で子どもたちの教育にかかわる学校と地域との共通課題や、共同で取り組むことのできる問題等が明確になるのである。

イ 学校とそれぞれの機関の役割の明確化

次に、子どもたちの教育や地域の住民の学習に関する学校とそれぞれの機関の役割を明確にすることである。つまり、それぞれの機関が受け持つ領域や内容を明確にし、役割の分業化をはっきりさせるのである。このことが、次の段階で協力できる部分や、連携できる部分、分業で行う部分などを決定していくときの基礎資料となる。

ウ 調整機能を果たす機関の設定

学校と地域の相互活用に関して、両者から対等な立場に立つことのできる調整機能を果たす機関を設定することが必要である。そこで、各学校に「開かれた学校づくり推進委員会(仮称)」を設置し、施設開放事業とともに地域の生涯学習の活性化のための事業を委託する。この機関は、学校や地域住民の活動について、利用のバランスや時間帯の調整などを考慮する機関である。さらに、この機関は、学校や地域の活動や学習要求に関する情報を交換する役割も担っている。

2 「開かれた学校づくり」事業の目標および計画

「開かれた学校づくり」の課題はすべての学校・園にあてはまるものであることから、すべての学校に「開かれた学校づくり推進委員会(仮称)」を設置するとともに、以下のような年次計画で取り組むものである。

平成12年度までを第一次計画とし、「開かれた学校づくり」の理念を学校や地域に広げていくことを目指す。平成13年度からの3年間を第二次計画として、「開かれた学校づくり」を進める事業の全市的な展開を目指すこととする。

第一次計画においては、「市民への学習機会提供」「学社融合プログラム開発」「子どもの生きる力を育てる地域活動」「学校施設開放」の4つの課題についてパイロット事業を実施する。具体的には、学校が持つ施設や機能を生かした地域住民対象の学習機会の設定や、学校教育では難しい体験学習の機会を地域社会や社会教育施設で作ることにより子どもたちの「生きる力」の育成を図る。また、学校体育施設や特別教室等を地域社会の人たちの学習・文化・スポーツ活動の場として提供し、市民の生涯学習の場の開放と拡充を図ることが考えられる。その推進に当たっては、教職員をはじめとした関係者の意識改革を進める必要があることから、「開かれた学校づくり」についての啓発活動に取り組む。

平成13年度からを第二次計画として、本基本計画をもとに各学校で実施計画を策定し、「開かれた学校づくり」事業を全市的に拡大する。その際「開かれた学校づくり推進委員会(仮称)」は、すべての学校での設置を目標とする。本委員会は施設開放はもちろん、学校と地域との連携により、子どもたちの「生きる力」を育てる取組を推進するための組織である。学校施設の開放については、他の公共施設等との関係を考慮し、開放内容やレベル、施設改修等を含めた計画を策定して進める。また、パイロット事業の成果と課題を踏まえ、学校施設の開放についての方針を「学校施設開放計画」として定める。その中に、開放を前提とした施設の改修や新築の方針、余裕教室や特別教室の開放や転用についての方針も含める。なお、「学校施設の開放」については、地域住民で構成する組織「開かれた学校づくり推進委員会(仮称)」に、学校教育活動外の活動の管理・運営を委託する方向で計画する。そのため、現在の学校施設開放に関する事業(「学校体育施設開放事業」「学校週5日制校外活動促進事業」「地域スポーツクラブ育成事業」)の管理運営体制との整合性並びに調整を図る。

	目 標	年 度	内 容
第1次	「開かれた学校づくり」の理念の啓発とパイロット事業の展開を図る。 「開かれた学校づくり」を目指した施策について、実験的に取り組むことを通して、施策を具体化する	平成10年度	・「開かれた学校づくり基本計画(案)」の見直し・検討 ・「開かれた学校づくり」推進会議、ワーキング・グループ会議の設置 ・パイロット事業の準備
		平成11年度	・パイロット事業の実施

市民への学習機会提供パイロット事業

計 画	<p>る上での問題点や課題、その打開の方策を探るとともに、基本計画自体の見直しや学校施設開放計画に反映させる。</p>		<p>(小・中各1校) 学社融合プログラム開発パイロット事業 (小・中各1校) 子どもの生きる力を育てる地域活動パイロット事業 (小・中各1校)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・啓発活動の実施 ・シンポジウムの開催 ・ニュースレターの発行・配布 ・開かれた学校づくり実践記録集の発行 ・「開かれた学校づくり基本計画」の策定
		平成 12 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・パイロット校への「開かれた学校づくり推進委員会(仮称)」の設置 ・学校施設開放パイロット事業を含めた総合的なパイロット事業の展開 ・パイロット事業実施校の拡大 ・啓発活動の実施 ・講演会の開催 ・ニュースレターの発行・配布 ・PTA研修会の実施 ・教職員研修会の実施 ・開かれた学校づくり実践記録集の発行 <p>平成12年度でパイロット事業を終了しその評価をもとに事業の見直しを図る。</p>
第 二 次 計 画	<p>「開かれた学校づくり事業」の全市的な展開を図り、子どもの「生きる力」を育成するとともに新たな学校像を構築する。</p>	平成 13 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・「開かれた学校づくり事業」の一部実施 ・「開かれた学校づくり推進委員会(仮称)」の全校への設置準備 ・基本計画をもとに各校で実施計画を策定 ・「学校施設開放計画(案)」の策定
		平成 14 年度 ~ 平成 15 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・「開かれた学校づくり事業」の展開 ・「開かれた学校づくり推進委員会(仮称)」の全校への設置 ・「学校施設開放計画」の策定

3 施策の体系表

第 章 施策の方向

1 豊かな人間性を育成する学校教育の実現

学校や地域、子どもたちの実態に応じ、学校教育自体を地域住民に開き、学校教育と社会教育が融合した教育活動を展開することにより、学校と家庭・地域における教育の共有化と活動の協働化

を図るとともに、学校教育の充実と効率化、社会教育の一層の活性化を図る。

[具体的な施策]

学社融合プログラム開発事業の推進

・研究校を設定し、関連する社会教育施設や社会教育事業と共同してパイロット事業を実施する中で、プログラムを開発する。

<例>

- ・手話を学び活かすクラブ活動の実践
 - 手話通訳ボランティア活動との連携 -
- ・地域人材の技能を生かし高める学社融合の在り方
 - 公民館講座の卒業生を講師とした書道教室 -
- ・地域における異文化交流学習の推進
 - 学校の国際理解教育と公民館の国際交流活動との連携 -

学社融合事業の推進

- ・学校の教育活動に地域社会の教育力を生かしたり、博物館や美術館等の生涯学習関連施設及び社会教育施設の事業に教職員の指導力を提供する。
- ・社会教育施設の中から連携事業モデル施設を指定し、近隣の学校との連携事業を進める。

社会教育施設の中に連携事業指定施設を設定し、学社融合プログラムを推進する。

・学校が行うパイロット事業に合わせて、近隣または関連する社会教育施設を指定し学社融合プログラムを共同して開発する。

開かれた学校づくりワーキング・グループ会議でプログラム開発を進める。

・パイロット事業実施校のメンバーを中心にプログラム開発について研究・検討を行い、成果をまとめる。

2 子どもたちの「生きる力」を育てる地域活動の推進

学校と社会、また学校教育と社会教育の連携の中で、多様な地域の教材や人材を学校教育に取り込むとともに、学校教育では実施しにくい体験学習の機会を地域や社会教育施設で作ることにより、子どもたちの「生きる力」の育成を図る。これは、学校教育の改善・充実を進め、地域社会の教育力を向上させることにつながる。

[具体的な施策]

子どもたちの「生きる力」を育てる地域活動事業の推進

・学校と地域社会との連携のもとに、多様な生活体験、自然体験や地域資源を学校教育に取り込むとともに、子どもたちの「生きる力」の育成を図る。

<例>

- ・花いっぱいボランティア活動
 - 家庭・地域と融合した奉仕活動の実践 -
- ・地域老人クラブとの交流による高齢者福祉教育
- ・学校と家庭・地域が一体となった健康づくり

社会教育・家庭教育の充実と役割分担

- ・地域におけるスポーツクラブや子ども会等少年団体の活動、社会教育施設の子どもを対象にした事業の充実・活性化を図り、学校の事務・業務の効率化を図る。
- ・家庭教育に関する学習機会の充実や、家庭の教育力向上のための情報提供 について学校が積極的に役割を果たし、家庭教育の活性化を図るとともに 学校と家庭の役割分担を明確化する。
- ・父親は、仕事一辺倒の生活により、家庭教育において必ずしも十分な役割を果たしているとは言い難く、父親の存在が希薄化している。これからは、父親が家庭教育にもっと参加し、ゆとりを持って楽しみながら子育てができるよう、PTA活動の一環に父親のための家庭教育講座等を開設し、環境づくりを進める。

学校週5日制校外活動推進事業の成果を学校教育に生かし、学校と地域の連携・協働をさらに推し進める。

- ・PTAや子ども会等地域で子どもや子育てに関わる団体・組織・個人と学校が連携して、子どもたちの「生きる力」の育成のための事業を行う。
- ・この事業を通じて、子ども会等の少年団体活動の見直しや活動内容・指導方法等の改善・充実を目指す。

3 社会人のための身近な生涯学習の機会の提供

学校施設を地域社会の人たちの身近な学習・文化・スポーツ活動の場として積極的に開放するとともに、教職員の協力を得ながら、市民に学校ならではの学習機会を提供する。

[具体的な施策]

市民への学習機会提供事業の推進

・学校が持つ施設や機能を生かし、公民館等の社会教育施設では実施しにくい事業を中心として、市民対象の学習機会提供事業を実施する。

<例>

- ・コンピュータ室を活用したパソコンおよびインターネット体験教室
- ・美術室、図画工作室を活用した絵画教室

・親子天文教室

・公開講座については、地域に密着し、各種学校の専門性や技術等を生かした様々な内容の講座を開設する。

<例>

・やさしい旅の英会話、楽しい数学、手漉き和紙と書道、コンピュータ入門講座、インターネット体験講座等

「開かれた学校づくり推進委員会(仮称)」の設置

・小・中学校の機能を生かした市民対象の学習機会提供事業については、その実施主体を「開かれた学校づくり推進委員会(仮称)」とし、具体化を図る。

・「開かれた学校づくり推進委員会(仮称)」のもとに「学校体育施設開放運営委員会」(体育施設部)と「学校文化施設開放運営委員会」(文化施設部)とを設置し、体育館や運動場等の体育施設については「学校体育施設開放運営委員会」が、特別教室、余裕教室等の施設については「学校文化施設開放運営委員会」が管理・運営を行う。

4 学校施設の地域社会への開放

学校体育施設や特別教室等を高齢者や地域社会の人たちの学習や文化・スポーツ活動の場として開放し、市民の生涯学習の支援に資する。

[具体的な施策]

学校施設開放事業の実施

・すでに開放している体育施設を含め、視聴覚室、美術室、図画工作室、音楽室等の特別教室・学校図書館や余裕教室等、可能な限りの施設を開放することが考えられる。

<組織・役割>

・市民への学習機会提供事業と同様「開かれた学校づくり推進委員会(仮称)」が下記の業務を行う。最終責任は教育委員会とする。

ア 学校・地域社会・利用者との連絡調整

イ 利用者の登録事務

ウ 利用者・学校関係者・地域社会対象の事業計画の策定・実施

エ 利用者が負担する使用料等の管理事務

オ 地域資源の調査とデータベース化

・「開かれた学校づくり推進委員会(仮称)」の委員は、例えば、教職員代表、PTA役員、生徒会(児童会)役員、子ども会育成会役員、町内会・婦人会等の役員、公民館長、児童委員、体協会長、保導協議会会長、利用者の代表、学識経験者等が考えられる。構成メンバーは、各学校の主体的判断によって決定する。そこでは利用者間の調整、利用者への情報提供、管理、事業の実施などの役割を果たすことが期待される。

・学校においては、校務分掌の中に地域との交流の窓口となる係を位置付ける。

< 施設 >

・開放対象施設は、地域の実態や市民のニーズをもとに、各学校に設置する「開かれた学校づくり推進委員会(仮称)」において決定する。

・基本的に可能な限りの学校施設の開放を目指す。学校図書館の本の貸し出し等学校教育上支障をきたす使用については、この限りではない。また、学校・園の近隣に整備されている公民館やふれあいセンター等との役割分担を考慮する。

< 利用対象者 >

・原則として、市民あるいは市内に勤務している人、在学している人であり、「開かれた学校づくり推進委員会(仮称)」に登録した団体とする。

< 利用方法 >

・学校施設使用上の様々なトラブルが問題となることのないよう、また利用者のモラルを持った活動が行われるよう、施設管理や利用方法等について適切なルールを作成する。

< 責任体制の明確化 >

・今後、学校施設の開放が進んでいくことにより、新たな利用上の問題点が生ずることが予想される。施設利用の競合、事故への対応、必要経費の受益者負担等、地域の実情に応じて考えていかなければならない問題がある。したがって、学校施設の開放として様々な責任の所在を明らかにするために、責任体制を明確にすることが必要である。

・学校長は、学校教育活動についてのみ管理責任を負い、開放事業については一切その責任を負わない。

「学校種別」および「施設別」での学校施設の開放

ア 学校種別

< 幼稚園 >

- ・地域の幼児教育センター的役割を担う。
- ・乳幼児を中心とした親子の遊び場、保護者の学習や交流の場として開放する。
- ・管理室を除き、必要とする空間全てを開放の対象とする。
- ・教育活動終了後、閉園までの間の時間帯を開放時間帯とする。
- ・教職員や子育ての先輩等による家庭教育相談プラザの設置を検討する。

< 小・中学校 >

- ・市民の身近な学習・スポーツ・交流の場等学習センター的役割を担う。・体育施設、特別教室、学校図書館、余裕教室等の施設を開放の対象とする。
- ・開放時間は、授業日は放課後～午後9時、休業日は午前9時～午後9時を原則とし、当該学校の「開かれた学校づくり推進委員会(仮称)」で決定する。

< 高等学校 >

- ・施設開放については、別途検討組織を設置して進める。

イ 施設別

< 体育施設 >

- ・学校体育施設開放事業実施要項に則り、開放を進める。

< 特別教室 >

- ・理科室については、危険性が予測されるため開放については慎重に検討を進める。
- ・音楽室は周辺住民への騒音公害防止の観点から、空調設備を整備することが望ましい。

< 学校図書館 >

- ・可能な限り学校図書館施設の開放を進める。ただし、貸し出し業務、蔵書のスペース等の問題があるため、開放のあり方については各校の「開かれた学校づくり推進委員会(仮称)」で検討する。

< ランチルーム(多目的室) >

- ・市民の利用を前提に空調設備を整備することが望ましい。

< 余裕教室 >

- ・各校2～3教室は、将来の学級の増加、学年毎の学級数の変動等の理由により、当面特定用途目的のスペースに改造せず、保留する普通教室として確保する。
- ・一時的余裕教室を除く「余裕教室」は、学校教育目的外の学習施設としても活用できることとする。(各種社会教育関係団体事務室、郷土資料室、展示室、地域文庫、学習室等)
- ・上記余裕教室の中で、将来計画がなく、学校では不要となると見込まれる「空き教室」については、学校教育に支障のない範囲で、教育目的外の公共施設にも転用することができる。その際、地域社会のニーズに応じた運用を図ること。例えば、児童クラブ、地域団体情報交流スペース 災害時用の備蓄倉庫等。

第 章 計画の推進

1 推進組織の設置

計画の推進のための組織として、庁内の組織である生涯学習推進本部のもとに、「開かれた学校づくり推進会議」を設置し、計画の具体化を進める。この計画への市民参画の場としては、「岡山市社会教育委員会議」を位置付け、計画内容や進捗状況を絶えず評価し市民の意見を反映させる。

[具体的な施策]

「開かれた学校づくり推進会議」の設置

- ・教育委員会事務局の関連課長と幼稚園長、小・中学校長代表、PTA代表 による推進会議を設置

し、事業の推進を図る。

「開かれた学校づくりワーキング・グループ会議」の設置

- ・幼稚園、パイロット事業実施校(小・中学校)の担当者とPTA代表、教育委員会事務局関係課の担当者によるワーキング・グループ会議を設置し事業を展開する。
- ・パイロット事業を具体化し、その成果と課題を資料化するなど「開かれた学校づくり」の推進に関わる諸問題の研究や検討を行う。

社会教育委員会議での論議

- ・「開かれた学校づくり」を主要なテーマとして論議を進め、計画への市民参画の場として位置付ける。

教職員のための研修会等の実施

- ・「開かれた学校づくり」について、他校の実践例や多様な情報提供を通して、教職員の共通理解を一層深める研修会等を実施する。

2 計画の見直しと関連計画等の策定

パイロット事業の実施による研究成果と今後の教育改革の動向を踏まえ、基本計画自体の見直しを行い、必要な改正を加えて最終的な基本計画として確立する。また、ワーキング・グループによる研究と推進会議の論議を受け、学校施設開放事業実施要項や学校施設開放計画等を策定する計画である。

< 策定すべき関連諸計画等 >

- ・開かれた学校づくり基本計画
- ・学校施設開放事業実施要項
- ・開かれた学校づくり推進委員会要綱
- ・開かれた学校づくり実施計画
- ・学校施設開放計画(「学校開放施設整備指針」「余裕教室活用指針」を含む)

第 章 学校への支援体制

個々の学校にとって具体的かつ実践的な課題として投げかけられている「開かれた学校づくり」を推進するにあたっては、施設・設備の整備、改修、人材バンクの設置、情報提供システムの構築等、学校や地域の求めに応じた支援体制を講じる計画である。

[具体的な施策]

学校施設開放のための施設・設備の整備、改修の実施

- ・学校教育への支障を少なくし、市民が利用しやすいよう、中長期的な観点から計画的に施設や設

備を整備する。

< 新設校 >

- ・設計段階から地域の学習センター的機能を加える。
- ・地域社会への開放、学社融合の教育推進の立場から、通常より管理・施設両面において高次の機能をもたせることも検討する。
- ・地域の公共施設を学校が共用するという観点から、施設の複合化も考慮する。

< 開放実施校 >

- ・趣旨に即し、安全性・快適性や管理面の整備を行う。
 - ・高齢者や障害者のための施設改修を行う。
(スロープ、エレベーター、トイレ、障害者用駐車場等)
 - ・開放に適用するために必要な施設・設備の補充・改修を行う。
- 施設: 開放用玄関、開放用事務室、開放用トイレ
設備: 電話、給湯器、空調機、冷蔵庫、会議用の机・椅子等

教育機能・施設等の情報提供

- ・学校、地域それぞれが有する施設や教育機能の情報提供については、本市 が開発を進めている「生涯学習支援システム」により、情報提供をしていく計画である。「生涯学習支援システム」は、「生涯学習提供サービス」と「生涯学習関連施設案内・予約サービス」の機能を備えており、指導者および講師情報、学習プログラム情報、施設情報等が収集できるようになっている。また、岡山県生涯学習情報提供システム「ぱるネット岡山」ともリンクしており、広く情報の提供を受けられるようになっている。

学校と連携しての保護者、地域社会等への啓発活動

- ・「開かれた学校づくり」の一環として学校と連携し、保護者や地域社会等へ向けた「開かれた学校づくり」ニュースレターの発行や本市のホームページあるいは各種メディア、研修会等を通しての啓発活動を行う。

関係課との調整

- ・「開かれた学校づくり」事業と他の事業との整合性、ならびに調整を図るよう連絡を密にし計画を推進する。

管理・運営の適正化

- ・各校に設置している「開かれた学校づくり推進委員会(仮称)」と教育委員会が連携を保ちながら、具体的運用指針については構築をしていく。

児童生徒の安全確保および学校の安全管理

・授業中はもとより放課後、学校開放時等において、保護者や地域の関係団体等の連携協力により、地域と一体となって児童生徒の安全確保のための方策を講じることができるよう支援する。